

世 話 人 会 記 録

1 開催日時 平成31年4月11日(木) 10:30~10:56

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 桐生秀昭、副議長 齋藤健夫、自民団長 小島健一、立民団長 てらさき雄介、
公明団長 渡辺ひとし、民主団長 曾我部久美子、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、
経理課長 小泉純一、参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一郎

4 議 題

(1) 第2回定例会までの日程について

「世話人会」以降の日程を中心に第2回定例会までの日程について、資料1により、議会局から説明があり、世話人会として了承した。

(2) 新議員説明会、議員記章の交付等について

ア 新議員説明会について

議会局から、資料2により次のとおり説明があった。

対象 (ア) 新たに神奈川県議会議員になられる方

(イ) 元神奈川県議会議員の方で、今回、神奈川県議会議員になられる方(継続議員を除く)

日時等 (ア) 日 時 4月26日(金) 午前10時から1時間程度

(イ) 場 所 議会大会議室(神奈川県庁 新庁舎8階)

主な説明内容 「議会の運営について」他、資料記載のとおり。

その他 新議員説明会終了後、希望者に対し、議会クラウドのサイドブックス研修会を開催。

イ 議員記章の交付について

議会局から、資料3により次のとおり説明があった。

(ア) 日 時 4月30日(火) 午前10時~11時

(イ) 場 所 県庁本庁舎 正面玄関

(ウ) 閉庁日だが、本庁舎及び新庁舎6階から9階の議会フロアへの立ち入りが可能。

(エ) 議員記章については、希望がある場合は、議会局職員がつけること。

ウ 諸届の提出について

議会局から、資料4により次のとおり説明があった。

「1 氏名、連絡先等に関する届出」

① 議員連絡先履歴等調査票(新議員:P2、継続議員:P2-2)

議員名簿やプロフィールの作成、表彰などの際に必要となる情報を、記載するもので、新議員については、すべての項目を記載する。

継続議員については、氏名を記載の上、届け出の内容の変更の有無及び、変更がある場合

は、その内容について記載する。

② 議会での氏名呼称及び連絡方法調査票 (P3)

議会での氏名呼称は議場標柱、登退庁表示盤、広報紙等に掲載する氏名呼称を記載する。
連絡場所は、文書の送付先や電話連絡先として自宅又は、事務所のいずれかを選択し、当該連絡先は議会年報や議会便覧に記載される。

急ぎの連絡がある場合に、議会局から、記載の携帯電話を使用する。

FAX又は、E-Mail送信の希望は、文書等を送付する際の希望の方法にマルをする。

③ 安否確認用メールアドレス調査票 (P4)

県議会で利用している、大規模地震等の災害発生時に、議員の安否を確認するための安否確認システムへ登録するメールアドレスを記入するものであり、新議員の方に記載を願う。

④ 身分証明書の作成に係る調査票 (P5)

議員に発行する身分証明書に記載する氏名、連絡先及び血液型を、調査票に記載する。
生年月日及び、現住所については、「議員連絡先履歴等調査票」に記載された「生年月日」及び「自宅(住所)」を身分証明書に表記するので、記載の必要はないが、連絡先が現住所と異なる場合には、表の下から2段目の連絡先欄に連絡先の所在地と電話番号を記入する。

ラミネート加工の希望の有無を、記載する。

⑤ 県議会議員交通経路調査票 (P6)

登庁の際の、交通手段・経路等、交通費の算定に必要な情報を、記載する。

車利用の場合、県庁舎駐車場の割振決定の際に必要なとなる、車の大きさや、車両総重量等も記載する。

この調査票等をもとに、5月下旬に開催予定の団長会において、駐車場の割振を決定するので、それまでの間は、継続議員は車の利用が可能だが、新議員の方は車での登庁をお控えいただきたいと考えている。

以上の書類の提出期日は、4月17日(水)。これらの書類は、4月8日(月)に、議会局から各議員に送付しているので、ご了承願いたい旨の説明があった。

⑥ 広報用顔写真 (P7)

「議会かながわ」や傍聴用パンフレット等に、使用する顔写真について、5月7日(火)までに、議員控室職員等に、「3」に記載の電子データの要件を満たす顔写真の電子データをCD-R等により提出願う。

「2 議員報酬関係の届出」

① 報酬等口座振込(変更)申出書 (P8)

② 平成31年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (P9)

議員報酬の支払いに必要な書類で、この2種類の書類は新議員の方のみ提出する。

この書類も、4月8日(月)に、議会局から新議員に送付しているので、ご了承願いたい旨の説明があった。(書類の提出期日は、4月17日(水))

エ 身分証明書等に使用する顔写真について

身分証明書に貼付する顔写真及び「議会年報 特集号」に掲載する顔写真については、従前より、立候補の際に選挙管理委員会に提出された写真を使用しており、今回も、従前と同様の

取扱いとしたいと考えている旨、議会局から説明があった。

(3) 会派からの届出、会派の建制順序の決定方法について

ア 会派結成届等について

任期開始と同時に届出が必要な書類について、資料5により議会局から説明があった。

① 「会派結成届」(P2～3)

会派を結成する際に、所属する議員全員にご署名いただき、届け出ていただく。

② 「会派の名称、呼称及び略称」(P4～5)

議会における各種資料において使用される「会派の名称」、通常の呼び名である「呼称」、漢字2文字表記の「略称」、並びに「会派の名称の英語表記」を記載する。

③ 「正副団長届」(P6～7)

正副団長について記載。

※1人会派については、資料5の1ページ記載の通り。

以上、提出が必要な届出であるが、正副議長 選挙前であることから、議会局長あてに、任期開始日である4月30日(火)に提出願う。

イ 県議会における会派の建制順序の決定方法について

4月30日に各会派から提出される会派結成届等をもとに、会派一覧表等を作成するが、建制順序の決定方法について、議長から次のとおり発言があった。

(ア) 会派の建制順序については、従前から、所属議員数の多い順とされてきている。

(イ) 同数会派が生じた場合には、当該会派間で協議の上、建制順序を決めていた。

(ウ) 今期についても同様の方法で、会派の建制順序を決定することとしたい。

以上のことについて、世話人会として了承した。

(4) 議会代表者について

改選期において、新任期開始後議長が選挙されるまでの間の、公式行事等に対応するための、議会代表者の決定について、議会局から説明があり、協議の結果、現議長である桐生議員に、新任期開始後、議会代表者となっていただくことを、世話人会として決定した。

(5) 団長協議会について

議会局から、資料7-1のとおり説明があった。

ア 開催時期等 5月7日(火) 10:30 議会 中会議室

イ 議題

(ア) (1)の「第2回定例会までの日程について」では、議運世話人会から、第2回定例会までの主な日程について、説明すること。

(イ) (2)の「県議会における各会派の名称、呼称及び略称並びに順序について」では、4月30日に提出いただく会派結成届等をふまえ、各会派の名称、呼称及び略称並びに、建制順序について、ご確認いただくこと。

(ウ) (3)の「議運世話人会の開催日の決定、委員の推薦等について」では、議運世話人会の開催日及び議運世話人会委員の会派別割振を協議決定し、委員の推薦を願うこと。

(団長協議会終了後直ちに推薦願ひ、推薦をもって選任する。)

(エ) (4)の「開かれた議会づくりのための広報委員会について」では、広報小委員会委員の推薦を願うこと。

(オ) (5)の「議会改革検討会議委員の割り振り及び推薦について」では、議会改革検討会議の委員の会派別割振を、協議決定し、委員の推薦を願うこと。

(カ) (6)の「当面の議員控室の配置について」では、第2回定例会の閉会までの暫定的な議員

控室の配置について、協議確認すること。

(6) 議員控室、登退庁表示盤について

ア 議員控室の改修工事等について

議会局から、資料8により、今後のスケジュールについて説明があった。

- ・ 5月7日 団長協議会 暫定控室の配置確認
- ・ 5月下旬 団長会 正規控室の配置決定(第3回定例会から使用)
- ・ 6月中旬 団長会 臨時控室の配置決定(正規控室整備工事に当たり移転が必要な場合)
- ・ 第2回定例会閉会后 議員控室改修工事(正規控室整備工事に当たり移転が必要な場合は移転)
- ・ 第3回定例会1週間前議運又は開会日 正規控室の運用開始

イ 登退庁表示盤について

議会局から次のとおり説明があった。

- (ア) 登退庁表示盤への掲載順序は、当分の間、団長、副団長、期数の若い議員の順とし、期数が同じ場合には、年齢の若い順に掲載する。
- (イ) 議長選挙や議会運営委員の選出などを踏まえた議席が確定した段階で、改めて、それを反映した表示とする

以上のことについて世話人会として、了承した。

(7) 政務活動費について

ア 会派届及び政務活動費口座振込申出書の提出について

議会局から、資料9により、説明があった。

- (ア) 「会派届」：会派の名称や、交付の方法等について、記載する。
(政務活動費の交付等に関する条例第6条)

- (イ) 「政務活動費口座振込申出書」：県が交付する政務活動費交付金を、受け取る口座について、記載する。

以上の書類の提出期日は、4月30日(火)。

イ 政務活動費の収支報告書の提出期限等について

議会局から、資料10のとおり、それぞれの提出期限に、関係書類の提出を願いたい旨説明があった。

(8) その他

現議会選出監査委員である、国吉一夫議員及び高橋稔議員について、議員任期終了後も、地方自治法の規定に基づき、後任の委員が選出されるまでの間、職務を遂行願いたい旨、当局から依頼があり、これを了承した。

今後、知事から、両委員に対し、正式に依頼を行い、了承をいただく。

以上